

令和2年10月12日

殿

出入国在留管理庁参事官

法令適用事前確認手続回答通知書

令和2年9月23日付け法令適用事前確認手続照会書をもって照会のあった件について、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会対象法令の条項を所管する立場から、照会の際に提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

(照会)

フィリピン人女性と日本人男性との婚姻について、法の適用に関する通則法第24条第2項の規定により、婚姻挙行地である日本国の法の方式に基づき婚姻届が受理された場合であって、当該日本人男性の戸籍謄本に当該婚姻の事実が記載されているものの、フィリピン国官憲が発行する婚姻証書については取得できていない場合、当該フィリピン人女性は「日本人の配偶者等」の在留資格の許可対象となるか。

(回答)

日本の戸籍謄本を含む提出資料等により、法律上の婚姻関係が成立していること及び当該婚姻が実体を伴うものであることが立証された場合には、同在留資格の許可対象となり得る。ただし、フィリピンの婚姻証明書が提出されないことに起因して、上記要件のうち後者について疑義が生じ、その立証が不十分となることはあり得る。

以上